

広島県後期高齢者医療広域連合訓令の読点の表記を改める訓令

令和5年10月30日

訓令第2号

広島県後期高齢者医療広域連合の訓令（この訓令の施行の際現に効力を有するものに限る。）において読点として表記する「，」は、「、」に改める。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。